



# 平成23年労使関係総合調査 労働協約等実態調査票

この調査票に記入された事項については、他に漏らしたり統計以外の目的に用いることはありませんので、ありのままを記入してください。

## [調査対象組合シール貼付欄]

郵便番号 所在地  労働組合の名称  都道府県番号 一連番号 産業分類番号 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 10%;">2</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>	1	2							記入担当者 氏名 _____ 電話 (        ) _____ 内線 _____
1	2								

※ 貴労働組合の所在地・名称に変更や誤りがある場合には、お手数ですが赤色ボールペン等でご訂正ください。

## [記入上の注意]

- 調査票の記入に当たっては、前頁裏面の**用語解説**を参照してください。1頁の用語解説は、1頁裏面にあります。なお、解説を載せた用語については、表面と、裏面の用語解説双方に 1)、2)などの番号を振り、対応させています。
- 特に断りのない限り、平成23年6月30日現在の状況について記入してください。
- 貴労働組合が支部、分会等にあたる場合は、支部、分会等の状況を回答してください。
- 回答方法
  - 黒又は青インクのペン、ボールペンで記入してください。
  - 特に断りのない限り、該当する番号を1つ選んで○で囲んでください。  
回答欄が 

1	2	3
---	---	---

 のように網掛けになっている場合は、複数回答となっています。
- 回答欄の選択肢に適切なものがない場合には、実態に最も近いものを選んで回答してください。
- 提出期限は**平成23年7月20日(水)**です。  
記入が終わりました調査票は、平成23年7月20日(水)までに都道府県労政主管課又は所轄の労政主管事務所の職員が回収に伺います。郵送で提出する場合には平成23年7月20日(水)までに都道府県労政主管課又は所轄の労政主管事務所へ返送してください。

## I 労働組合の属性に関する事項

## 1 労働組合の結成年 1)

昭和25年以前	昭和26～35年	昭和36～45年	昭和46～55年	昭和56～平成2年	平成3～12年	平成13年以降
1	2	3	4	5	6	7

## 2 別組合の有無 2)

有	無
1	2

## 3 労働組合の組織率 3)

10%未満	10～30%未満	30～50%未満	50～70%未満	70～90%未満	90%以上
1	2	3	4	5	6

## 1頁用語解説

### I 労働組合の属性に関する事項

#### 1)「労働組合の結成年」

貴労働組合が支部、分会等の場合には、上部労働組合の結成年ではなくその支部、分会等の結成年をいいます。

#### 2)「別組合の有無」

「別組合」とは、同一事業所の労働者を構成員とし、貴労働組合とは組織上独立している労働組合をいいます。

#### 3)「労働組合の組織率」

貴労働組合に所属する労働組合員数を、貴事業所の全労働者数で除した割合をいいます。  
なお、事業所の全労働者数には、管理職、パートタイム労働者、臨時労働者等を含みます。  
ただし、派遣労働者は労働組合員数からも事業所の全労働者数からも除いてください。

## 2頁用語解説

### II 労働協約の締結状況

#### 問 1

#### 4)「労働協約」

この調査では、名称の如何を問わず労働組合と使用者又はその団体との間に結ばれる労働条件その他に関する取り決めをいい、書面により両当事者が署名又は記名押印して作成したものをいいます。

ただし、労働基準法に基づく次のような労使協定だけの場合は、労働協約を「締結している」には含みません。  
労働基準法第18条第2項（労働者の委託に基づく貯蓄金管理協定）、同24条第1項（賃金控除に関する協定、ただし、チェック・オフは除く）、同36条（時間外及び休日労働に関する協定）等。

#### 5)「締結している」

貴労働組合に限らず、上部労働組合が締結したものであっても貴労働組合員に適用されるものはすべて含みます。

#### 6)「上部組織」

貴労働組合が、支部、分会等の場合、上部組織は本部労働組合となります。

#### 7)「包括協約」

労使関係についての一般的、基本的事項を規定している労働協約であり、例えば一般協約、基本協約、包括協約等の名称で呼ばれているものをいいます。

#### 8)「自動延長規定」

例えば「本協約改訂交渉中に有効期間満了になったときは、新協約締結まで本協約を有効とする」というような労働協約の規定をいいます。

#### 9)「自動更新規定」

例えば「本協約の有効期間は1年とする。ただし、期間満了1か月前までに当事者のいずれからも改廃の申し入れがないときは、更に同一期間有効とする」というような労働協約の規定をいいます。

#### 問 2

#### 10)「就業規則」

労働基準法第89条で「常時10人以上の労働者を使用する事業場においては一定事項について使用者は就業規則を作成する」ことが義務づけられており、事業場において、その労働者の労働条件の具体的細目と労働者の守るべき職場規律を定めた規則をいいます。

#### 11)「(規定の種類)その他」

個別の労働契約のような労働協約、就業規則以外の文書により定められた規定をいいます。

### 組合組織に関する事項

#### 12)「ユニオン・ショップ」

従業員は原則としてすべて労働組合に加入しなければならないという内容をいいます。

#### 13)「唯一交渉団体」

使用者は当該労働組合を唯一の交渉団体と認め、他の団体との交渉を行わないという内容をいいます。

### 組合活動に関する事項

#### 14)「就業時間中の組合活動」

労使協議、団体交渉、組合大会及び執行委員会への出席、教宣活動等を就業中に行うことをいいます。

#### 15)「組合の企業施設利用」

組合大会等の集会及び執行委員会の開催その他組合活動に当たり、会議室、食堂等の企業施設を利用することをいいます。

#### 16)「チェック・オフ」

使用者が組合員の賃金から組合費その他の労働組合の徴収金を天引き控除し、労働組合へ直接渡すことをいいます。

## II 労働協約の締結状況

問1 貴労働組合では、現在労働協約 4) を締結していますか。上部労働組合が締結したものであっても貴労働組合員に適用されているものは含みます。

締結している 5)	1
締結していない	2

問2へ

(1) 労働協約は次のどのレベルにおいて締結されていますか。

貴労働組合において締結	1
上部組織 6) において締結	2
貴労働組合及び上部組織双方において締結	3

(2) 労働協約の周知徹底を図るためどのような措置を講じていますか。該当する番号すべてに○を付けてください。

労働組合員全員に配布	1
職場ごとに回覧、掲示	2
説明会の開催	3
電子的手段（インターネット、LANなど）の活用	4
その他（ ）	5
何も講じていない	6

(3) 貴労働組合では、包括協約 7) がありますか。

包括協約がある	包括協約がない
1	2

問2へ

(4) 包括協約の有効期間の定めは次のどれですか。

有効期間は1年以下	1
有効期間は1年を超え3年未満	2
有効期間は3年	3
有効期間の定めはない	4

問2へ

(5) 包括協約に自動延長規定 8)

又は自動更新規定 9) がありますか。

自動延長規定あり	1
自動更新規定あり	2
規定なし	3

11

問2 貴労働組合の締結している労働協約、事業所の就業規則 10) 等に次の規定がありますか。

ある場合には、該当する番号すべてに○を付けてください。

事項	規定あり			規定なし		
	規定の種類 (該当する番号すべてに○を付けてください。)					
	労働協約	就業規則	その他 11)			
組合組織に関する事項	非組合員の範囲	1		3	4	12
	ユニオン・ショップ 12)	1		3	4	13
	唯一交渉団体 13)	1		3	4	14
組合活動に関する事項	就業時間中の組合活動 14)	1		3	4	15
	組合の企業施設利用 15)	1		3	4	16
	組合専従者の取扱い	1		3	4	17
	チェック・オフ 16)	1		3	4	18
団体交渉に関する事項	団体交渉事項	1		3	4	19
	団体交渉の手続き・運営	1		3	4	20
	交渉委任禁止	1		3	4	21

## 3頁用語解説

### 問2（続き）

#### 争議に関する事項

- 17) 「**争議調整**」労働委員会における「あっせん」、「調停」及び「仲裁」やその他労働争議の調整に関するものを含みます。
- 18) 「**争議行為の予告**」争議行為の開始に当たり一定日時以前に争議行為の開始日時、争議行為の態様等について予告を行うことをいいます。
- 19) 「**争議行為の不参加者**」組合員であっても争議行為には参加しないことと定められている者をいいます。
- 20) 「**争議行為中の遵守事項**」争議行為中に使用者が臨時労働者等を雇い操業を継続することを禁止する協定（いわゆるスキップ禁止協定）等労使が合意して争議行為中における禁止行為を定めることといいます。

#### 人事等に関する事項

- 21) 「**解雇**」使用者による一方的な雇用契約の解除をいい、定年による退職、結婚、その他による労働者の自発的退職は含みません。また、懲戒解雇は懲戒処分に含まれるものとしてここには含みません。なお、操業短縮等経営上の理由から行われる大量解雇（人員整理）は含みます。
- 22) 「**懲戒処分**」戒告、減給、停職、懲戒解雇等をいいます。
- 23) 「**配置転換**」同一企業内における他の事業所又は職場への配置換えをいいます。なお、操業短縮等経営上の理由から行われるものも含みます。
- 24) 「**出向**」企業の命令で他の企業に移るもの（出向元会社を退社して出向先会社と新たな労働契約を締結する場合であっても、一定期間経過後に出向元会社に再雇用されるという性格のものは含まれる）をいいます。
- 25) 「**海外勤務**」海外の支店、駐在事務所、現地法人等へ配置転換又は出向し、1年以上勤務することをいいます。
- 26) 「**教育訓練**」有給教育訓練休暇、長期教育訓練休暇その他の休暇を付与している場合や、始業及び就業の時刻の変更その他職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける時間を確保するために必要な措置を講じている場合をいいます。

#### 労働時間・休日・休暇に関する事項

- 27) 「**所定労働時間**」就業規則、労働協約等で定められた始業時刻から終業時刻までの労働時間をいいます。
- 28) 「**所定外労働時間**」早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の労働時間をいいます。
- 29) 「**変形労働時間制**」原則的な労働時間制の一定の期間内での時間配分の例外を認める制度をいい、「1か月単位の変形労働時間制」、「フレックスタイム制」、「1年単位の変形労働時間制」、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」の4制度を含みます。
- 30) 「**みなし労働時間制**」「事業場外労働のみなし労働時間制」、「専門業務型裁量労働制」及び「企画業務型裁量労働制」のことであり、業務の遂行に通常必要とされる時間を労働したものとみなす制度をいいます。
- 31) 「**週休二日制**」 「月1回週休二日制」、「隔週週休二日制」等の週休二日制を含みます。
- 32) 「**週休以外の年間休日**」年間休日のうち週休を除いた休日をいいます。年間の休日カレンダーを作成しているような場合を含みます。
- 33) 「**連続休暇**」3日以上続けて労働者が休暇を取得できる制度をいい、週休・週休以外の休日（特別休日を含む）、年次有給休暇などを組み合わせての連続休暇、例えば夏季休暇などをいいます。
- 34) 「**育児休業制度**」乳幼児を有する労働者に対し、育児のために一定期間の休業（雇用契約は継続しつつも労働義務を免除すること）を認める制度をいい、有給・無給を問いません。
- 35) 「**介護休業制度**」老親、配偶者等の介護のために一定期間の休業（雇用契約は継続しつつも労働義務を免除すること）を認める制度をいい、有給・無給を問いません。
- 36) 「**看護休暇制度**」小学校就学の始期に達するまでの子を養育する際、子が1人の場合は1年に5日、子が2人以上の場合は10日を限度として、負傷又は疾病にかかった子の世話をを行うためや予防接種、健康診断を受けさせるための休暇制度をいい、有給・無給を問いません。

#### 福利厚生に関する事項

- 37) 「**業務上災害の法定外補償**」労働者の業務上災害に対する法定の額又は適用の範囲を上回る補償に関することをいいます。
- 38) 「**住宅管理制度**」社宅、借り上げ社宅、独身寮等の施設を希望する労働者に提供できるようにこれらの施設を事業主が管理する制度をいいます。

#### 経営等に関する事項

- 39) 「**新技術導入**」NC工作機械、事務機器等を企業の製造部門又は事務・サービス部門へ採用することをいいます。
- 40) 「**苦情処理機関**」賃金、配置転換、日常の作業条件等について従業員個人の苦情を解決するための（労使代表で構成される常設）機関、例えば苦情処理委員会等をいいます。

事 項		規 定 あ り			規 定 な し		
		規 定 の 種 類 (該当する番号すべてに○を付けてください。)					
		労働協約	就業規則	その他			
争 議 に 関する事項	争議調整 17)	1		3	4	22	
	争議行為の予告 18)	1		3	4	23	
	争議行為の不参加者 19)	1		3	4	24	
	争議行為中の遵守事項 (スキップ禁止等) 20)	1		3	4	25	
人 事 等 に 関する事項	昇 格	1	2	3	4	26	
	解 雇 21)	1	2	3	4	27	
	懲戒処分 22)	1	2	3	4	28	
	配置転換 23)	1	2	3	4	29	
	出 向 24)	1	2	3	4	30	
	定年制	1	2	3	4	31	
	再雇用又は勤務延長	1	2	3	4	32	
	海外勤務 25)	1	2	3	4	33	
	教育訓練 26)	1	2	3	4	34	
賃 金 に 関する事項	基本給	体 系	1	2	3	4	35
		金 額	1	2	3	4	36
	手 当	種 類、金 額	1	2	3	4	37
		時間外割増賃金率	1	2	3	4	38
	賞与・一時金	1	2	3	4	39	
	賃金の最低額	1	2	3	4	40	
	初任給	1	2	3	4	41	
	退職給付	一時金	1	2	3	4	42
		年金	1	2	3	4	43
	昇 給	1	2	3	4	44	
労働時間・ 休 日・ 休 暇に 関する事項	労働時間	所定労働時間 27)	1	2	3	4	45
		所定外労働時間 28)	1	2	3	4	46
		変形労働時間制 29)	1	2	3	4	47
		みなし労働時間制 30)	1	2	3	4	48
	休 日	週休二日制 31)	1	2	3	4	49
		週休以外の年間休日 32)	1	2	3	4	50
	連続休暇 33)	1	2	3	4	51	
	年次有給休暇	1	2	3	4	52	
	育児休業制度 34)	1	2	3	4	53	
	介護休業制度 35)	1	2	3	4	54	
	看護休暇制度 36)	1	2	3	4	55	
	裁判員制度に関わる特別休暇	1	2	3	4	56	
	福利厚生に 関する事項	業務上災害の法定外補償 37)	1	2	3	4	57
住宅管理制度 38)		1	2	3	4	58	
安全衛生に 関する事項	健康診断	1	2	3	4	59	
	安全衛生教育	1	2	3	4	60	
	健康情報の取扱い	1	2	3	4	61	
経 営 等 に 関する事項	新技術導入に伴う事前協議 39)	1	2	3	4	62	
	新分野進出に伴う事前協議	1	2	3	4	63	
	事業の縮小・廃止に伴う事前協議	1	2	3	4	64	
	事業所の移転 (国内) に伴う事前協議	1	2	3	4	65	
	事業所の移転 (海外) に伴う事前協議	1	2	3	4	66	
苦情処理機関 40)		1	2	3	4	67	

## 4頁用語解説

### 問3

#### 41)「パートタイム労働者」

一般の正規労働者より1日の所定労働時間が短い、又は1週間の所定労働日数が少ない労働者をいいます。

### 問4

#### 42)「有期契約労働者」

常用労働者であって、例えば3か月や1年など期間を定めた契約で雇用した労働者をいいます。ただし、パートタイム労働者、派遣労働者、日々雇われている者及び当該事業所を出向先とする出向社員を除きます。

なお、常用労働者とは、

ア 期間を定めずに又は1か月を超える期間を定めて雇われている者

イ 日々雇われている者又は1か月以内の期間を定めて雇われている者で、調査期間の前2か月の各月にそれぞれ18日以上事業所に雇われている者

に該当する労働者をいいます。

### 問3・問4共通

#### 43)「人事等に関する事項」

昇格、解雇、懲戒処分、配置転換、出向、定年制、再雇用又は勤務延長、海外勤務、教育訓練、正社員登用制度、正社員募集の際の非正規労働者への周知、有期契約で雇用している労働者について契約の締結・更新・雇い止めに当たっての手続きなどに関する事項をいいます。

#### 44)「賃金に関する事項」

基本給、手当（時間外割増賃金率を含む）、賞与・一時金、賃金の最低額、初任給、退職給付（一時金・年金）、昇給などに関する事項をいいます。

#### 45)「労働時間・休日・休暇に関する事項」

所定労働時間、所定外労働時間、変形労働時間制、みなし労働時間制、週休二日制、週休以外の年間休日、連続休暇、年次有給休暇、育児休業制度、介護休業制度、看護休暇制度、裁判員制度に関わる特別休暇などに関する事項をいいます。

#### 46)「福利厚生に関する事項」

業務上災害の法定外補償、住宅管理制度などに関する事項をいいます。

#### 47)「安全衛生に関する事項」

健康診断、安全衛生教育、健康情報の取扱いなどに関する事項をいいます。

## Ⅲ労働協約等の運営状況

### 問5

#### 48)「同意」

使用者が労働組合の承認、了解等を取りつける場合をいいます。

#### 49)「協議」

使用者が労働組合と協議又は相談する場合をいいます。

#### 50)「意見聴取」

使用者が労働組合の意見を聴取する場合をいいます。

#### 51)「事前通知」

使用者が労働組合に対し該当者の氏名その他を事前に通知する場合をいいます。

#### 52)「事後通知」

使用者が労働組合に対し該当者の氏名その他を事後に通知する場合をいいます。

以下問3～問8についてはすべて、問2で労働協約、就業規則、その他の「規定あり」、「規定なし」のどちらに回答したかにかかわらず回答してください。

問3 貴労働組合の所属する事業所におけるパートタイム労働者 41) への労働協約の適用状況はどのようになっていますか。

- (1) 貴労働組合の所属する事業所にパートタイム労働者はいますか。  
また、貴労働組合にはパートタイム労働者の労働組合員はいますか。

事業所にいる		事業所に いない
貴労働組合 にいる	貴労働組合 にいない	
1	2	3

68 問4へ

- (2) パートタイム労働者には労働協約が適用されますか。

労働協約があり、その全部又は一部がパートタイム労働者に適用される	1
労働協約はあるが、パートタイム労働者には全く適用されない	2
労働協約はない	3

69 問4へ

(3)それは、どの事項について適用されますか。当てはまる事項すべてに○を付けてください。それぞれの事項について一部適用される場合も○を付けてください。

人事等に関する事項 43)	1
賃金に関する事項 44)	2
労働時間・休日・休暇に関する事項 45)	3
福利厚生に関する事項 46)	4
安全衛生に関する事項 47)	5

70

問4 貴労働組合の所属する事業所における有期契約労働者 42) (パートタイム労働者を除く) への労働協約の適用状況はどのようになっていますか。

- (1) 貴労働組合の所属する事業所に有期契約労働者 (パートタイム労働者を除く) はいますか。また、貴労働組合には有期契約労働者 (パートタイム労働者を除く) の労働組合員はいますか。

事業所にいる		事業所に いない
貴労働組合 にいる	貴労働組合 にいない	
1	2	3

71 問5へ

- (2) 有期契約労働者 (パートタイム労働者を除く) には労働協約が適用されますか。

労働協約があり、その全部又は一部が有期契約労働者に適用される	1
労働協約はあるが、有期契約労働者には全く適用されない	2
労働協約はない	3

72 問5へ

(3)それは、どの事項について適用されますか。当てはまる事項すべてに○を付けてください。それぞれの事項について一部適用される場合も○を付けてください。

人事等に関する事項 43)	1
賃金に関する事項 44)	2
労働時間・休日・休暇に関する事項 45)	3
福利厚生に関する事項 46)	4
安全衛生に関する事項 47)	5

73

### Ⅲ 労働協約等の運営状況

問5 昇格、解雇等人事に関する事項について、貴労働組合ではどの程度関与していますか。関与の程度が同一事項内でケースにより異なる場合は、関与の程度が強い方の取扱いについて記入してください。

人事に関する事項		関 与 し て い る						全 く 関与せず	
		同 意 48)	協 議 49)	意見聴取 50)	事前通知 51)	事後通知 52)	その他の 関 与		
昇 格	一般組合員	1	2	3	4	5	6	7	74
	組合役員	1	2	3	4	5	6	7	75
解 雇	一般組合員	1	2	3	4	5	6	7	76
	組合役員	1	2	3	4	5	6	7	77
懲戒処分	一般組合員	1	2	3	4	5	6	7	78
	組合役員	1	2	3	4	5	6	7	79
配置転換	一般組合員	1	2	3	4	5	6	7	80
	組合役員	1	2	3	4	5	6	7	81
出 向	一般組合員	1	2	3	4	5	6	7	82
	組合役員	1	2	3	4	5	6	7	83
海外勤務	一般組合員	1	2	3	4	5	6	7	84
	組合役員	1	2	3	4	5	6	7	85
正社員の採用計画		1	2	3	4	5	6	7	86
正社員以外の労働者の採用計画		1	2	3	4	5	6	7	87

## 5頁用語解説

問8

53)「チェック・オフ」

1 頁裏の問2 「組合活動に関する事項」の16)「チェック・オフ」を参照してください。

SAMPLE



問6 貴労働組合では、就業時間中の次の事項の組合活動に組合員が参加する場合の取扱いはどのようになっていますか。同一事項内でケースにより異なる場合は、最も主要なケースの取扱いについて記入してください。

組合活動の種類	許可、届出等を 要しないでできる	届出、通知等を すればできる	許可、承認等の あった場合できる	全くできない
組合大会等定期の会合	1	2	3	4
教宣活動等日常の組合活動	1	2	3	4

88  
89

問7 (1) 労働組合の集会等に使用するため、貴労働組合が企業施設の供与を要求した場合、利用できますか。

使用目的	要求した場合には 常に利用できる	要求しても利用で きないことがある	要求しても全く利 用できない
定期の会合	1	2	3
臨時の会合	1	2	3
闘争準備等のための活動	1	2	3
レクリエーション等その他の日常活動	1	2	3

90  
91  
92  
93

(2) 貴労働組合は、組合事務所として使用者から企業施設の供与を受けていますか。

無料で供与を受けている	1
有料で供与を受けている	2
受けていない	3

94

問8 組合費のチェック・オフ<sup>53)</sup>はどのように行われていますか。

定期組合費以外についても行われている	1
定期組合費のみについて行われている	2
全く行われていない	3

95

#### IV 労使関係についての認識

問9 貴労働組合では、使用者側との労使関係の維持について、どのように認識していますか。

安定的に維持 されている	おおむね安定的に 維持されている	どちらともいえない	やや不安定である	不安定である
1	2	3	4	5

96

以上で質問は全て終わりです。調査にご協力いただきありがとうございました。